

○村山市基点リバーサイド地区交流促進施設条例施行規則

平成5年3月26日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、村山市基点リバーサイド地区交流促進施設条例(平成4年村山市条例第3号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正 平成8年規則25号)

(係の設置)

第2条 村山市農村文化保存伝承館(以下「伝承館」という。)及び農村伝承の家(以下「伝承の家」という。)に業務係を置く。

(全部改正 平成6年規則12号)

(職及び職務)

第3条 伝承館及び伝承の家に館長、係長その他必要な職員を置く。

2 館長は、上司の命を受けて伝承館の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受けて係に属する事務を処理する。

(一部改正 平成6年規則12号)

(開館時間及び休館日)

第4条 伝承館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 伝承館及び伝承の家の休館日は、次のとおりとする。

(1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、開館時間及び休館日を変更することができる。

(一部改正 平成6年規則12号、22年7号)

(入館の手続き)

第5条 伝承館に入館しようとする者は、入館券の交付を受けなければならない。

2 入館券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通入館券(別記様式第1号)

(2) 団体入館券(別記様式第2号)

(入館料及び使用料の減免申請)

第6条 条例第5条の規定により入館料及び使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ別記様式第3号により減免申請書を提出しなければならない。

(全部改正 平成6年規則12号、一部改正 令和4年規則8号)

(入館料及び使用料の還付申請等)

第7条 条例第6条ただし書の規定により入館料及び使用料の還付を受けようとする者は、別記様式第4号により還付申請書を当該理由が生じた後すみやかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき入館料及び使用料の還付をすることと決定したときは、別記様式第5号により還付決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(全部改正 平成6年規則12号、一部改正 令和4年規則8号)

(使用許可の申請)

第8条 条例第7条第1項の規定により伝承館、伝承の家、伝承館テントベース及びさんかく小屋の使用の許可を受けようとする者は、別記様式第6号により許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 伝承館テントベース及び休憩棟の専用の許可を受けようとする者は、専用しようとする日の6箇月前から3日前までに、別記様式第7号により専用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(全部改正 平成8年規則25号、一部改正 平成9年規則7号・令和4年8号)

(使用許可書の交付)

第9条 市長は、前条第1項の使用の許可をしたときは、別記様式第8号により、同条第2項の専用の許可をしたときは、別記様式第9号により許可書を交付するものとする。

(全部改正 平成8年規則25号)

(使用不許可の通知)

第10条 市長は、条例第9条の規定により交流促進施設の使用を許可しないこととしたときは、当該許可の申請をした者にその旨を通知するものとする。

(一部改正 平成6年規則12号・8年25号・令和4年8号)

(原状回復)

第11条 交流促進施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用を終了したとき又は条例第10条第1項の規定により使用の許可を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、すみやかに使用場所を原状に復さなければならない。

(一部改正 平成6年規則12号・8年25号・令和4年8号)

(職員の立入り)

第12条 使用者は、職員がその管理上当該許可に係る使用の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(遵守事項)

第13条 使用者及び伝承館に入館する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 展示資料、展示設備等を損傷又は汚損しないこと。
- (2) 許可を受けないで展示資料の模写、撮影等をしないこと。
- (3) 館内においては静粛にし、他人に迷惑をかけること。
- (4) 所定の場所以外で喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 使用の許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (6) 所定の場所以外では火気を使用しないこと。
- (7) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(一部改正 平成6年規則12号)

(入館の制限)

第14条 市長は、前条の規定に従わない者又は不都合な行為があると認められる者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

(読替)

第15条 条例第11条の規定により指定管理者が交流促進施設の管理を行う場合においては、第6条中「入館料及び使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条第1項及び第2項中「入館料及び使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第8条、第9条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第3号中「使用料」とあるのは「利用料金」と、別記様式第4号及び別記様式第5号中「入館料」とあるのは「利用料金」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「村山市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第6号及び別記様式第7号中「村山市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第8号中「使用料」とあるの

は「利用料金」と、「村山市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式第9号中「村山市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(追加 平成22年規則7号、一部改正 令和4年規則8号)

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月24日規則第12号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成8年12月25日規則第25号)

この規則は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日規則第7号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日規則第7号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日規則第8号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別記
様式第 1 号

普 通 入 館 券

No.		No.	
		(図 版)	
大人入館券 ㄩ	切	大人入館券 ㄩ	
(小中学生)	取	(小中学生)	
	線		
			村山市農村文化保存伝承館

別記様式第2号

団 体 入 館 券

No.	No.
	(図 版)
団体大人入館券 ㄎ	団体大人入館券 ㄎ
(団体小中学生)	(団体小中学生)
	村山市農村文化保存伝承館

別記様式第3号

村山市農村文化保存伝承館入館料
 農村伝承の家使用料
 伝承館テントベース使用料
 さんかく小屋使用料
 休憩棟使用料
 減免申請書

年 月 日

村山市長（氏名）あて

申請人 住所
 氏名 印

下記により入館料・使用料の減免を受けたいので申請します。

入館・使用の日時	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで
入館・使用の人員	大人 人 小中学生 人 計 人
使用場所	1 語りべの部屋 2 土間 3 いろりの間 4 むらの台所 5 伝承館テントベース 6 さんかく小屋 7 休憩棟
減免を申請する理由	
※ 減免の決定	
※ 備考	

注 ※の欄は記入しないこと。

別記様式第4号

村山市農村文化保存伝承館入館料
 農村伝承の家使用料
 伝承館テントベース使用料 還付申請書
 さんかく小屋使用料
 休憩棟使用料

年 月 日

村山市長（氏名）あて

申請人 住所
 氏名 印

年 月 日 入館使用の伝承館テントベース使用料
 さんかく小屋使用料
 休憩棟使用料
 村山市農村文化保存伝承館入館料
 農村伝承の家使用料
 について下記に
 より入館料使用料の還付を受けたいので申請します。

理由		
既納	大人 人 小中学生 人 計 人 使用場所： (時から 時まで)	
	納入年月日	納入金額
	年 月 日	円
※備考		

注 ※の欄は記入しないこと。

別記様式第 5 号

村山市農村文化保存伝承館入館料
 農村伝承の家使用料
 伝承館テントベース使用料
 さんかく小屋使用料
 休憩棟使用料

還付決定通知書

年 月 日

申請人（氏 名）様

村山市長（氏 名）

村山市農村文化保存伝承館入館料
 農村伝承の家使用料
 伝承館テントベース使用料
 さんかく小屋使用料
 休憩棟使用料

年 月 日付け申請のあった

申請について下記により還付することに決定しました。

理 由		
既 納	大人 人 小中学生 人 計 人 使用場所： (時から 時まで)	
	納 入 年 月 日	納 入 金 額
	年 月 日	円
還 付 金 額	円	
※ 備 考		

注 ※の欄は記入しないこと。

別記様式第6号

村山市農村文化保存伝承館
 農村伝承の家
 伝承館テントベース
 さんかく小屋 使用許可申請書

年 月 日

村山市長（氏名）あて

申請人 住所
 氏名

下記のとおりに
 村山市農村文化保存伝承館
 農村伝承の家
 伝承館テントベース
 さんかく小屋 を使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日（曜日）		時 分から
	年 月 日（曜日）		時 分まで
使用目的			
使用人員	大人 人	小中学生 人	計 人
使用場所	1 語りべの部屋 2 土間 3 いろいろの間 4 むらの台所 5 伝承館テントベース 6 さんかく小屋		
使用責任者	住所 氏名 (電話)		
※ 使用料	基本使用料	超過使用料等	暖房料
			合計

注 ※の欄は記入しないこと。

別記様式第7号

伝承館テントベース
休憩棟 専用許可申請書

年 月 日

村山市長（氏 名）あて

申請人 住 所
氏 名

下記のとおり伝承館テントベース
休憩棟を専用使用したいので申請します。

専用日時	年 月 日（曜日） 時 分から 年 月 日（曜日） 時 分まで
専用目的	
予定人員	大人 人 小中学生 人 計 人
使用責任者	住所 氏名 (電話)

別記様式第8号

村山市農村文化保存伝承館
 農村伝承の家
 伝承館テントベース 使用許可書
 さんかく小屋

申請人 住所
 氏名

下記のとおりに
 村山市農村文化保存伝承館
 農村伝承の家
 伝承館テントベース の使用を許可します。
 さんかく小屋

使用日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで			
使用目的				
使用人員	大人	人	小中学生	人 計 人
使用場所	1 語りべの部屋 2 土間 3 いろりの間 4 むらの台所 5 伝承館テントベース 6 さんかく小屋			
使用責任者	住所 氏名 (電話)			
使用料	基本使用料	超過使用料等	暖房料	合計
備考				

許可年月日 年 月 日

村山市長 (氏 名) 印

別記様式第9号

伝承館テントベース
休憩棟 専用許可書

申請人 住 所
氏 名

下記のとおり 伝承館テントベース
休憩棟 を専用使用を許可します。

専用日時	年 月 日 (曜日) 時 分から 年 月 日 (曜日) 時 分まで
専用目的	
予定人員	大人 人 小中学生 人 計 人
使用責任者	住所 氏名 (電話)
使用料	

許可年月日 年 月 日

村山市長 (氏 名) 印

別記様式第1号

別記様式第2号

(一部改正 令和4年規則8号)

別記様式第3号

(全部改正 令和4年規則8号)

別記様式第4号

(全部改正 令和4年規則8号)

別記様式第5号

(全部改正 令和4年規則8号)

別記様式第6号

(全部改正 令和4年規則8号)

別記様式第7号

(全部改正 令和4年規則8号)

別記様式第8号

(全部改正 令和4年規則8号)

別記様式第9号

(全部改正 令和4年規則8号)